

大田市告示第 182 号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は令和 3 年 10 月 18 日から 2 週間大田市上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 18 日

大田市長 楫野弘和

1. 公共下水道の供用を開始する年月日
令和 3 年 11 月 1 日
2. 公共下水道の供用を開始する区域
大田市長久及び土江の一部
3. 供用を開始する排水施設の位置
別紙図面のとおり
4. 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
5. 下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称
(位置) 大田市長久町長久イ 402 番地 1
(名称) 大田浄化センター

・供用開始区域

大田市長久町




- ・土江 75 番地 17
- ・土江 134 番地 4
- ・土江 133 番地
- ・土江 64 番地 1
- ・土江 63 番地 2
- ・土江 107 番地 2
- ・土江 104 番地 3
- ・土江 69 番地
- ・土江 55 番地 2
- ・土江 71 番地 3
- ・土江 65 番地 2
- ・土江 64 番地 11
- ・土江 108 番地 1
- ・土江 75 番地 18
- ・土江 65 番地 4
- ・長久 609 番地 3
- ・長久イ 779 番地 2
- ・長久イ 609 番地 2
- ・長久イ 606 番地 3
- ・長久イ 614 番地 5
- ・長久イ 786 番地 2
- ・長久イ 612 番地 1
- ・長久イ 786 番地 12
- ・長久イ 782 番地 2

公共下水道事業（大田処理区）長久地区 供用開始図面 縮尺 S=1:1,500



方位記号



凡 例	
	今回供用を開始する排水施設
	既に供用を開始している排水施設
	未供用の排水施設